

●香川県告示第278号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和30年6月18日指道第383号（昭和30年香川県公告第18号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

令和5年11月10日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 廃止年月日 令和5年10月30日
- 2 指定を廃止した道路の位置 観音寺市有明町甲4035番57の一部、甲4035番87の一部及び甲4039番7の一部
- 3 指定を廃止した道路の幅員とその延長 幅員 4メートル
延長 318メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。